

令和8年度晴れの国おかやま移住・定住イメージアッププロモーション事業に係る
提案説明書作成要領

1 提出書類、部数

提案説明書【6部】

2 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）により提出すること。

※郵送等による場合は、郵便事故等により上記提出書類が期限内に提出場所に到着しなかったことに対して、異議申し立てはできませんのでご注意ください。

3 提出期限

令和8年3月23日（月）午後5時必着

※期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付できませんので注意してください。

4 提出先

岡山県県民生活部中山間・地域振興課移住促進班 担当：海老

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL：086-226-7862（直通）

E-mail：uij@pref.okayama.lg.jp

5 業務の内容

別添仕様書のとおり

6 企画提案書の内容

提案内容に関しては、必要に応じて根拠となる資料等を示しつつ、業務目的を達成するための有効性・妥当性を具体的に記載すること。提案書の作成に当たっては、公告及び仕様書を必ず参照すること。

(1) 基本的な考え方、取組方針

ア 仕様書に記載されている事業目的を踏まえ、どのような方針、コンセプトで本業務に取り組もうとしているのか記載すること。

イ 仕様書に記載のターゲットについて、より詳細なペルソナを設定し、理由を含めて記載すること。

ウ 仕様書に記載の県移住イメージ定着に向けた有効なプロモーション戦略について記載すること。

エ 仕様書に記載のターゲットへの効果的な訴求について、その方法や方針について記載すること。

(2) 業務の具体的な実施方法

ア SNS投稿用の縦型ショート動画制作、チラシ及びバナー等の広報資料制作、広告等配信業務

・どのようにストーリー性を持たせて、効果的なプロモーションを展開するのか、基本的な方針やコンセプトを記載すること。

・設定したペルソナに響くようなSNS投稿用の縦型ショート動画のイメージ案及びその理由を記載すること。

・移住イベントの告知及び参加者募集のチラシに係るデザイン案及びその理由を記

載すること。

- ・デジタル広告で使用するバナー案を記載すること。
- ・デジタル広告の媒体、配信回数、期間、エリア等の広告内容について、ターゲットにどう訴求していくのか、具体的に説明すること。

イ 広報活動の支援

- ・Instagram アカウントの運用支援に係る基本的な方針やコンセプトを記載すること。
- ・記事について、イメージ案及びその理由を記載すること。

ウ デジタルマーケティングを活用した効果検証

- ・本事業の成果を測定・検証するために設定した KPI について、本業務の中でどのように最適化するのか、仮説を立て、その検証方法を提案すること。
- ・検証結果を適宜本業務の改善に活用する仕組みを提案すること。

(3) 独自提案業務

ア 本事業の目的を達成するために効果的なその他プロモーション等に関する独自提案があれば、「独自提案業務」と明記し、上記(2)と同様に記載すること。

イ 提案に際しては、企画・実施内容、実施期間、効果等を具体的に記載すること。

(4) 業務の実施体制

本業務の実施体制及び責任者、その他業務に従事する者の役割等、明確な役割分担を記載すること。

(5) 業務全体のスケジュール

委託期間全体におけるスケジュールについて記載すること。

(6) 個人情報の取扱方法

個人情報の管理及び処理の方法について記載すること。

(7) 同種・類似業務の受託実績

最近の同種又は類似業務の実施状況について記載すること。

(8) 見積書

本事業に係る経費の積算内訳について、下記区分に従い、具体的に示すこと。なお、会社名及び役職、代表者名を明記の上、会社印及び代表者印を押印するか、見積書の作成責任者及び作成担当者の氏名並びに連絡先を明記すること。

ア SNS 投稿用の縦型ショート動画の制作に係る経費

イ 県主催イベントに係る広報資料の制作に係る経費

ウ デジタル広告の配信に係る経費

エ インタビューの実施に係る経費

オ Instagram アカウントの運用支援に係る経費

カ 効果検証、分析レポート及び実績報告書等の作成に係る経費

キ その他プロモーション（独自提案事業）経費

ク 管理委託費

※ ウについて、広告媒体原価と管理運用経費は別立てとし、仕様書に記載の①～⑥の区分ごとに記載してください。なお、広告媒体原価は総額 4,400,000 円(税抜)です。（事業を進める上で変更の可能性あり。）

7 留意事項

- (1) 提案説明書は1者1案とする。
- (2) 提案説明書の様式は、A4判の用紙を使用すること。なお、説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、該当用紙は折り込み、A4判にして綴り込むこと。（記載方法は自由）
- (3) 提案説明書を受け付けた後の追加及び修正は原則として認めない。